# 多自然川づくりの普及支援

Suporting method for nature-oriented river management

河川・海岸グループ 研 究 員 伊藤 将文 リバーフロント研究所 主席研究員 内藤 正彦 河川・海岸グループ 研 究 員 今井 素生 企画グループ サブリーダー 都築 隆禎 水辺・まちづくりグループ 研 員 阿部 充 究 河川・海岸グループ 研 究 員 後藤 勝洋

## 1. はじめに

平成17年の「多自然型川づくりレビュー委員会」による多自然川づくりのレビュー、平成18年10月の「多自然川づくり基本指針」、平成20年3月の「中小河川に関する河道計画の技術基準」の策定までの流れは、日本の川づくりにおいて具体的な方針と方法を示す大きな変革となった。

上記基本指針の中で、多自然川づくりは「河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出すること」とされ、すべての川づくりの基本として進めるという方向性が示されている。

多自然川づくりの現場では、前述の「中小河川に関する河道計画の技術基準」等の考え方を基本としつつも、具体の現場毎の特性、環境に対して適切な手法、計画を考えることが重要である。そのためには、多自然川づくりの知見、技術の普及、既往の多自然川づくりに関する具体事例の情報の共有と人材育成が課題となる。

更には住民、地域のNPO等ステークホルダーと河 川管理者との合意形成・連携が課題となる。

## 2. 多自然川づくりサポートセンターの設立

平成20年2月に多自然川づくりの新たな展開に対応し、現場に対する技術的な支援、市民との連携の強化、川づくりに関する相談窓口、情報共有等を目的とした「多自然川づくりサポートセンター(以下、サポートセンター)」を財団法人リバーフロント整備センター内に設置し、その事務局を財団法人リバーフロント整備センターが担当している。

サポートセンターの活動目標は以下のとおりである。

(1) 多自然川づくりに関する技術資料の作成・普及 多自然川づくりに関する技術資料の作成・公表を継

続し、技術資料の作成及び普及に取り組む。

(2)多自然川づくりの事例に関する情報提供・共有 全国の多自然川づくりに関する事例の情報をサポートセンターにおいて集約し、行政、企業、市民等の要 望に応じて提供し、情報の共有化を推進する。

#### (3) 人材育成

多自然川づくりに関する技術の普及を目的とし、行政、建設コンサルタント、建設業に従事する技術者等を対象とした各種の講習会やセミナー等を企画・開催するとともに、技術者間の情報交換やスキルアップに資する人的ネットワークの構築を図る。

(4) 川づくりの現場からのアドバイスの要請や問い合わせへの対応

行政、企業、市民など、多自然川づくりに取り組む 現場からの問い合わせに対し、技術的な助言等を行う。

また、市民、NPO等の開催するワークショップ、 勉強会等を対に、主催者の要請に応じて、アドバイザー の紹介・派遣等を行い、多自然川づくりに係わるすべ ての人々を対象とした技術支援を行う。

(5) 住民、NPO等との多様な連携の仕組みの構築

多自然川づくりに関する市民と行政との交流や連携 の促進を目的とし、シンポジウム等の企画・開催等を 通じて市民等からの多自然川づくりに関する情報収集 や市民等と連携した多自然川づくり推進の仕組みの構 築を目指す。

#### 3. 活動状況

設立以降、約2年間でサポートセンターに寄せられた相談は86件あり、それらを問い合わせの内容別に分類した結果を図-1に示す。

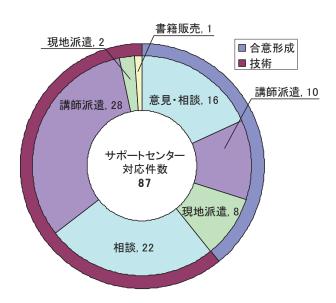


図-1 サポートセンターの対応実績 (平成22年4月現在)

相談者は、河川管理者である行政関係者、河道設計 に係わる民間技術者、住民(NPOを含む)等、河川管 理者から利用者まで多岐にわたる。

相談内容も、中小河川に関する河道計画の技術基準について解説した『多自然川づくりポイントブック II』 (平成20年8月)の内容解説に関する講師派遣や現地アドバイザー派遣等、川づくりの技術的な内容から、合意形成に係わる住民参加による川づくりのプロセスに至るまで幅広い内容が寄せられている。

#### 4. サポートセンターの活動に関する課題

現在、サポートセンターの活動は試行段階にあり、 現時点において以下の課題を有している。

#### (1) アドバイザーの権限、免責の明確化

現在の活動においてアドバイザーの権限、免責が不 明確であり、アドバイスに沿った設計となっていない 場合、アドバイス内容から計画を変更した場合等にお いて訴求出来ない。また、河川管理者がアドバイスに 準じた設計を実施せず、住民が不利益を被った場合に アドバイザーが責めを負う可能性がある。

#### (2) サポート案件のフォローアップ

サポート案件の経過報告、相談のルール化がなされておらず、工事完成後の報告において不適切な対応が確認される等の課題がある。

(3) アドバイザーに対する行政機関からの適切な報酬 支払いルールの策定

アドバイザーとの随意契約や業務委託の再委託の制限があり、謝金で対応するほかないこと、学識者より負担が重いコーディネーターが無報酬となっている場

合があること、地方の相談に対して現地に赴く際に、 資金的に対応が困難となる場合等がある。

#### (4) アドバイザー等の要員の確保

サポートセンターに寄せられる各種相談に対し、センター職員及び外部の有識者により対応しているが、アドバイザーのアドバイスをフォローする(解説する、具体的な設計に反映させる)技術者が不足している。



写真-1 講習の様子



写真-2 現地減額会の様子

# 5. 今後の対応

サポートセンター発足より2年が経過し、活動を通じて、前項に述べた複数の課題が浮き彫りとなった。

改めて多自然川づくりに関わる官民の協力や相互理 解が必要とされている。

しかしながら、サポートセンターの活動は多自然川づくりの普及、川づくりの質の向上の一端を担うものである。

今後はこの2年間の経験と反省を踏まえつつ、今後 も技術的な支援をベースとし、各主体の連携・協働、 役割分担などの具体的な多自然川づくりを支援してい くための体制や仕組みに対する合意を確立し、今後の 活動の全国展開を図っていくことが重要と考える。